

# 時代にマッチした農業経営を……

## 「農地法」が改正されました

「農地法」というものは、終戦後の農地解放このかた、農家の耕作の保護のためいろいろな統制をしてきましたが、新しい時代を迎えた農業のあり方にあうように、このたび改正されました。(農地法の一部を改正する法律……第四十国会で成立し、今年の七月一日から施行されています)その改正の主な内容を述べてみましょう。

### 自家労力による農地なら、いくらでも持てることになりました

熊本県の場合、今まで農家の経営する面積は、原則として三畝十アール以上は持てませんでした。

これを改めて、主として自家労力で耕作できる面積まではこの制限をうけないことになりました。従って、多少人をやっても、半分以上を自分の家の労働力でまかなうことのできる農家は、その力に応じて三畝十アール以上でも持てるわけです。

### 「農業生産法人」で土地をもつて、農業経営をすることが出来ます

農業を家族経営のかたちから更に発展させて、土地と労働力を持ちより、協同して大きな面積で、能率の良い経営をやりたい人は、次のように「法人」を組織して農業がやれることにな

りました。

「農業生産法人」として認められるものは①「農事組合法人」(今回の農業協同組合法の改正でできることになったもので、五人以上の農家が発起人となつて設立されます。農業や共同利用施設などを事業の目的とし、税金なども考慮されます。くわしくは本誌の前号参照)

②「合名会社」③「合資会社」④「有限会社」の四つの法人組織です。しかし、この法人が「農業生産法人」として認められるには、次の六つの資格を備えていなければなりません。

- ① 法人が行なう事業は農業(田畑の耕作や果樹の栽培、家畜の育成など)と、これらに付帯する事業(耕耘機の貸付けや、生産物の加工など)に限られること。
- ② その法人に加入する人は、次のいずれかであること。
- (A) 法人に農地を出資したり、売渡したり、貸付けて

いる人。

(B) 法人に田畑を提供して

いる人が、その議決権の半分以上をもつていること。

⑤ その法人の仕事に必要な労働力のうち、法人以外の人を使用した分が二分の一以下であること。

⑥ 法人の利益の配当は、仕事に従事した割合であるか、又は年六分以下の出資した割合として、残りを仕事に従事した割合とするように「定か」で定めてあること。

### 「農生産法人」はいろいろの特例があります

「農業生産法人」は、農地を買ったり、借りたりすることができ、その所有面積についての制限はありません。又、農地解放で国から売渡された農地でも、この法人へなら

貸付けることもできますし、地主の同意を得たら、小作地のまた借し、もできることになりました。又、これまでは他人に貸付けている農地は一畝以上はもてないのですが「農業生産法人」の仕事にいつも従事している人が、その「法人」に貸付けをしてい

る農地は計算に入れないことになりました。又「農業生産法人」は国有農地の売渡しも受けることができます。

このように、農地法で例外を認められている反面、この「法人」が前に述べた六つの資格のどれかを欠いた場合は、農業委員会公示によつて、きまつた期間内に生産法人としての資格をもう一度そろえなければなりません。

資格がそろわない場合は、法人の使用している農地は、他の人に売るか、貸し主に返さなくてはなりません。返されなくて残っている農地は、国が買収することになります。

又一方「法人」から脱退して、主として自家労力だけで農業経営を行なつていこうとする場合は、農地解放で国から買受けた農地を「法人」に貸していたら、その農地を譲り渡すか、返してもらわなければならないりません。又、一畝以上の小作地をもつていて「法人」に貸して

いる分だけ計算の例外を認められていた農地も、譲るか返してもらわないと、いずれも国が買収することになります。

★「農業生産法人」に株式会社を認めなかつたのは、株式会社だと誰でも株主になれる、株を自由に売買もできないので、本当に農業をやらない人でも利益を受けることができてくることになり、これでは農業政策上面白くないことが起るからです。

### 農地を売りたい人や貸したい人は、農地を農協に信託することが出来るようになります

信託というのは、自分の財産の権利を相手に移して、相手に財産の管理や処分をさせる制度です。農地法でこの制度をとり入れたねらいは、農地を構造改善に役立つように有効に利用しようというのです。

つまり、農家の家族が他へ就職した為の手不足や、よそへ転居したなどの理由で、他へ農地を売りたい人や貸したい人は、信託をする地元の農協へ信託契約を申しこみます。

農協は、適当な人を見つけてその農地を売つたり、貸しつけたりするわけです。信託の期間は五年以上になつて

農協は信託を引きうけると、買いたい人や借りたい人を、農業委員会の意見をきいた上できめます。

そして、売る場合は「サン値」(信託した人がいくらで売つてくれと指定した値段)があれば、その値段又はそれ以上の値段で売却し、貸す場合は、貸しつけた相手から「法定小作料」の範囲で小作料をとり、信託した人に渡します。

こうして、農業をやめて村を離れていく人でも「不在地主」とか「在村不耕作地主」の適用をうけないばかりでなく、その農地から収益金を受けることができるうえに、貸している農地であれば、再び村に帰つた時は、自分の手もとにもどつてくるといふ特典があるわけです。

以上が今回の農地法改正の三つの要点ですが、最近の経済情勢や農業事情がよく反映しているとともに、将来の農業経営のあり方を示しているともいえます。

この制度をできるだけ活用して、今後の農業経営の発展に役立つようにしたいものです。

★くわしいことは、地元農業委員会、農協、農事務所農地課、または県農地開拓課へお問合わせ下さい。(農地開拓課)

## 残留噴霧物語

### イエバエのいない運動で拾つた話

さきほど実施しました、残留噴霧の結果、パイロット地位がでさ上り、各市町村においてダイアジノンのシステムによる台所、食器部屋の天井の残留噴霧が行われ相当な効果が

おさめられました。さらに、「環境衛生の日」を毎月一日と

きめてゴミの処理を各家庭で実行して頂くようお願いしています。

ところで、「イエバエのいない運動」では、県下全域を県の防疫車と保健所の車で巡回指導に出かけました

が、その折々に、現地で見聞したエピソードを二、三紹介してみることになりました。

#### ●ハエの種がのうなつた

玉名郡長洲町の八十才になるおばあさんは、農業の手伝いもできず、もつぱら家にいてハエ打ちが仕事。ところが、今回のダイアジノンによる残留噴霧でハエが全滅し、おばあさんの仕事がパツタ

り暇になつて大喜び。おばあさんしみじみと感心していわく。「ハエの種がのうなつたつてツシゆうか?」

#### ●毛主席を見習う町長さん

天草の五和町の町長さんは、その昔沖繩石垣島の名だたる師団長だつたので、例の中共の毛主席のハエ退治には特に関心大。そこで、ハエ退治は薬剤撒

布だけでは安心できず、残つたハエはハエ叩きで撲滅せよと、各部屋には必ずハエ叩きを備えつけた。「どの

前でもハエを叩くことはエチケツトに反しない」という毛主席の信条を町長さん自身率先指導してられる。何と頼もしい指導者ではないかと専らの評判。

#### ●イエバエのいない故郷

三角町戸馳、田井之浦の区長さんの家にお

盆で親籍の人が東京から十年振り帰郷された。昔なら食事の時に真黒にハエがたかつて、追払うのに一苦労したものだが、その懐かしいハエが全然見当たらないので一寸意外な感じ。話題は早速、ハエ退治の苦談で花が咲き一同みなニコニコ顔。

●このようにイエバエ撲滅の効果は、各地では、笑ましい話題を生んでいます。この

ダイアジノンの残留噴霧と併行して、農村でのイエバエの根源である堆肥の処理についても、各保健所管内に大森式密閉堆肥舎を、四

基を目標に建設しています。又、標準型を農業試験場で試作した上で、皆さんに建設して頂くわけですが、これには、一基につき二

万円の特費補助があります。(衛生部)